

# 第1編 共通編

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

#### 1-1-1 適 用

1. 電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、岡山市が発注する電気通信設備工事（土木工事に係る電気通信設備工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）、岡山市工事請負契約約款（以下「約款」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「岡山市請負工事監督規程」「岡山市工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、岡山市契約規則に基づくものであることを認識しなければならない。
3. **契約図書**は相互に補完し合うものとし、契約書、約款及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 工事数量総括表、**特記仕様書**、図面、共通仕様書の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認して指示**を受けなければならない。
5. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、約款第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
6. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

#### 1-1-2 用語の定義

1. 監督員とは、約款第9条に規定する職員をいい、総括監督員、主任監督員及び工事監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び工事監督員が対応する。
2. **契約図書**とは、契約書、約款及び**設計図書**をいう。
3. **設計図書**とは、工事数量総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
4. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
5. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。
6. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を

総称していう。

7. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
8. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
10. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する**書面**をいう。
11. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。
12. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が**書面**により同意することをいう。
13. **協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. **提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
15. **提示**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。
16. **報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について**書面**をもって知らせることをいう。
17. **通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
18. **連絡**とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容は不要とする。
19. **納品**とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
20. **電子納品**とは電子成果品を納品することをいう。
21. **書面**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。
22. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
23. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定

型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

24. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
25. 契約関係図書とは、約款第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
26. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
27. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
28. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
29. **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
30. **立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督員が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
31. 工事検査とは、検査員が約款第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
32. 検査員とは、約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
33. 中間技術検査とは、岡山市工事検査規程（昭和53年2月20日訓令2号）に基づき、あらかじめ**設計図書**において、この検査を行うことを定めておき発注者が必要と判断したときに行う施工途中の検査。もしくは、工事目的物の完成前において、発注者がこれを使用する必要が生じた場合に行う検査をいう。なお、請負代金の支払いを伴うものではない。
34. 随時検査とは、岡山市工事検査規程（昭和53年2月20日訓令2号）に基づき、工事の施工途中段階において、発注者が特に必要と認められる場合に行う検査をいう。なお、請負代金の支払いを伴うものではない。
35. 同等以上の品質とは、**設計図書**で指定する品質、または**設計図書**に指定がない場合には、監督員が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質または監督員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
36. 工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
37. 工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。
38. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
39. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
40. 本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
41. 仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
42. 工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。
43. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に

指定される場所をいう。

44. S I とは、国際単位系をいう。

45. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

46. J I S 規格とは、日本工業規格をいう。

#### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

#### 1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

1. 受注者は、約款第3条に規定する工程表を工事着手日までに所定の様式に基づき作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

2. 受注者は、発注者が「請負代金内訳書」の提出を求めたときは、請求があった日から14日以内に監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

#### 1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応

- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) **段階確認**に関する事項
- (16) イメージアップの実施内容
- (17) 安全・訓練の活動計画
- (18) その他

2. 受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。
3. 監督員が**指示**した事項については、受注者は、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

#### 1-1-6 工事カルテ作成、登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報システム（コリンズ）に工事实績情報を登録することとする。

登録に際しては、事前に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の**確認**を受けたうえで、「登録内容確認書」を監督員に**提出**しなければならない。

登録内容確認書の**提出**期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3) 完成時は、工事完成後10日以内とする。
- (4) 訂正時は、速やかに**提出**することとする。

請負金額のみが変更になった場合は、原則として変更登録を必要としないが、技術者の専任制の発生・解除が生じる場合（請負金額が2,500万円を跨ぐ場合）には、変更登録することとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略することができる。

#### 1-1-7 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

#### 1-1-8 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に

伴う借地等をいう。

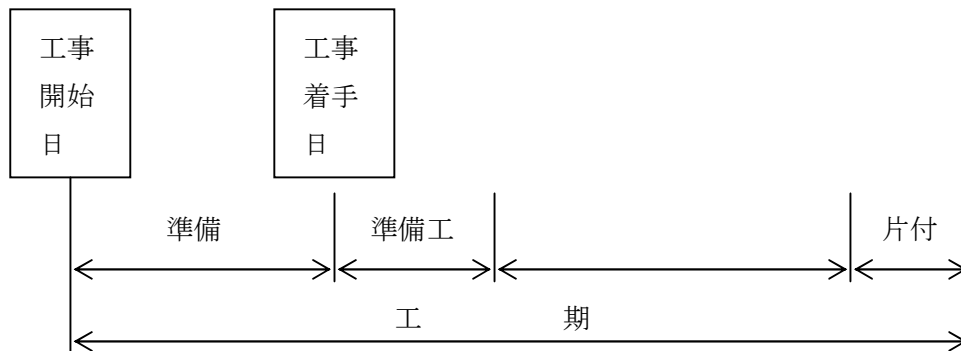
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-9 工事の着手

受注者は、**設計図書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日後下表の期間以内に着手し、継続して以後の作業を行わなければならない。

工事着手までの期間

請負金額	着手までの期間
1,000万円未満	15日以内
1,000～5,000万円	20日以内
5,000万円以上	30日以内



※準備…道路使用許可等各種届出、施工計画書の作成、材料手配等

準備工…現場事務所等の建設、測量、丁張、準備作業に伴う伐開・除根・除草等

#### 1-1-10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、発注者に約款第7条に基づく**通知**をしなければならない。なお、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が岡山市の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

#### 1-1-11 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に**提出**しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に**提出**しなければならない。
3. 第1項の受注者は、施工体制台帳に加えて工事担当技術者台帳を所定の様式により作成し、工事現場に備えるとともに監督員に**提出**しなければならない。なお、様式には、監理技術者、主任技術者（下受注者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を記載するものとする。
4. 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び工事担当技術台帳に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-12 施工体制表

1. 受注者は、建設業法第24条の7に該当する工事を除く全ての工事において、当該工事の施工体制（下請負関係組織等を含む）を記載した施工体制表を作成し、別添記載例に従って作成し、当該工事に着手する前までに監督員に**提出**しなければならない。
2. 第1項の受注者は、施工体制表の添付資料として、約款第7条に基づく通知を行う工事については、下請負契約書の写しを監督員に**提出**しなければならない。
3. 第1項の受注者は、施工体制表に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-13 名札・腕章の着用

1. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）、現場代理人及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

【監理（主任）技術者、現場代理人】名札作成例

監理（主任）技術者、現場代理人	
写真 2cm(横)×3cm 程度	氏名 ○○○○
	○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	○○建設株式会社 印

監理技術者・主任技術者・現場代理人は、いずれかを表示する。ただし、現場代理人を兼ねる場合は、技術者も表示する。

用紙の大きさは、名刺サイズ以上とする。

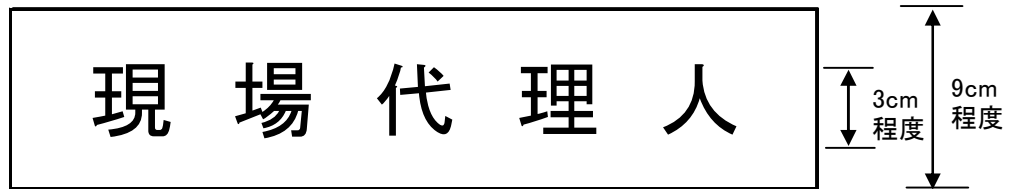
所属会社の社印とする。

- ※1) 名札入れ（ビニールケース）に入れ着用する。
- 2) 名札は作業の安全性を確保するため確実に固定のこと。

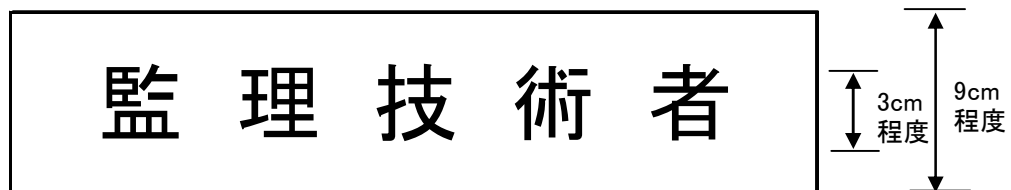
2. 受注者は、当該現場を管理する監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）、現場代理人のいずれかを表示する腕章を着用しなければならない。ただし、現場代理人を兼ねる場合は、技術者も表示すること。なお、腕章の色は、元請負者は緑色、下請負者は白色とする。下記に腕章の仕様例を示す。

【腕章の仕様例（参考）】

(例) 現場代理人の場合

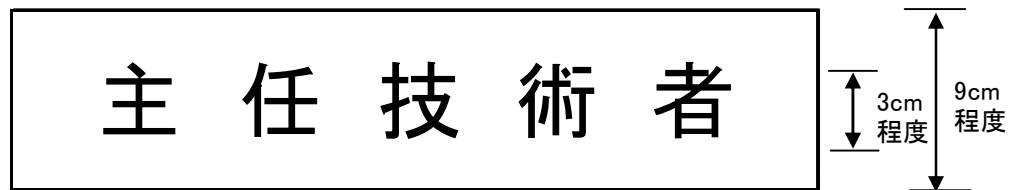


(例) 監理技術者の場合

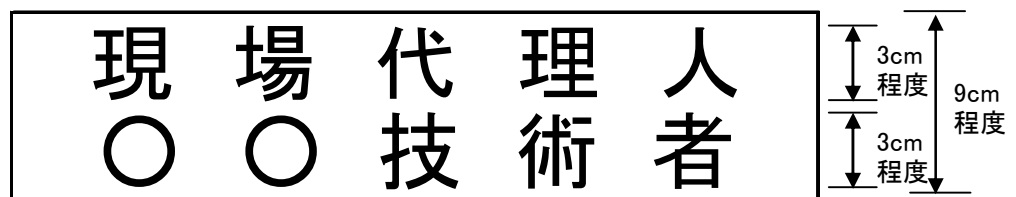




(例) 主任技術者の場合



(例) 現場代理人と技術者を兼務している場合



#### 1-1-14 受注者相互の協力

受注者は、約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

#### 1-1-15 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合に

は、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 受注者は当該工事が低入札価格調査の対象工事となった場合は、「岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱」による調査に協力しなければならない。

6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

7. 受注者は、発注者が行う施工体制の**確認**に協力しなければならない。

#### 1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-17 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-18 工期変更

1. 約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する(本条において以下「事前**協議**」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2. 受注者は、約款第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督員に**提出**しなければならない。

3. 受注者は、約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督員に**提出**するものとする。
4. 受注者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督員に**提出**するものとする。
5. 受注者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-19 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員に**提出**しなければならない。
4. 約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督員の**指示**によるものとする。
5. 受注者は、約款第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
6. 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
7. 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
8. 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

#### 1-1-20 工事現場発生品

1. 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に**通知**し、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを**指示**したのものについては、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-21 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図**

書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

また、その写しを工事完了日までに監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 受注者は、下表に該当する工事において、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

再生資源利用計画	
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事	
1 土砂	1,000m <sup>3</sup> 以上
2 碎石	500 t 以上
3 加熱アスファルト混合物	200 t 以上

5. 受注者は、下表に該当する工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

再生資源利用促進計画	
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する建設工事	
1 建設発生土	1,000m <sup>3</sup> 以上
2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、 建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物	合計 200 t 以上

6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了日までに実施状況を「建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS入力システム－」（以下「CREDAS入力システム」という。）により作成し、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を電子データとともに監督員に提出しなければならない。

7. 受注者は、工事の施工に伴い建設副産物が発生する場合には、建設廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

また、工事完了日までに実施状況を「CREDAS入力システム」により作成し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を電子データとともに監督員に**提出**しなければならない。

8. 受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、搬出前までに建設残土処理承諾書（改良土プラントについては、建設発生土受入れ証明書）に運搬経路図を添付して監督員に**提出**しなければならない。

なお、民間処分場等に搬出する場合は、埋立行為等許可通知書（岡山市埋立行為等の規制に関する条例に基づく許可）、林地開発許可書、開発行為許可書（岡山県県土保全条例に基づく許可）等のいずれかの写しを添付しなければならない。

また、処分完了後、処分されたことが**確認**できる証明書（受け入れ先が発行した伝票等）に処分の状況が**確認**できる一連の写真を添付し工事完了日までに監督員に**提出**しなければならない。

9. 受注者は、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事（以下「対象建設工事」という。）となる場合は、特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の実施について法に基づき適正な措置を講じなければならない。

10. 対象建設工事の受注者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を所定の様式に記載し、監督員に**報告**するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

#### 1-1-22 工事完成図

受注者は、監督員の**指示**があった場合、出来形測定の結果及び**設計図書**に従って工事完成図を作成し、完成日以前で監督員の**指示**する日までに監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-23 品質証明

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術、随時検査をいう。以下同じ。）の事前に品質**確認**を行い、その結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に**立会**わなければならない。
- (3) 品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級電気工事施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の**承諾**を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、**書面**により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経

験及び経歴書を監督員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

#### 1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
  - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
6. 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-2第3項の規定を準用する。

#### 1-1-25 既済部分検査等

1. 受注者は、約款第37条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、約款第38条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 受注者は、約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-2第3項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
7. 受注者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に

履行報告書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-26 中間技術検査

1. 受注者は、岡山市工事検査規程に基づく、中間技術検査を受けなければならない。
2. 中間技術検査は、**設計図書**に対象工事と定められた工事について実施するものとする。
3. 中間技術検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。
4. 中間技術検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定め、これを監督員を通じて**通知**する。
5. 受注者は、当該中間技術検査の実施に当たり、監督員が1-1-24第2項第3号における検査資料及び第3編1-1-3に定める出来形数量のうち工種完了している部分について**提出**を求めた場合は、これを**提出**しなければならない。
6. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
7. 受注者は、当該中間技術検査については第3編1-1-2第3項の規定を準用する。

#### 1-1-27 随時検査

1. 受注者は、岡山市工事検査規程に基づく、随時検査を実施する場合は、これを受けなければならない。
2. 随時検査の時期選定は、検査員が行うものとし、発注者は受注者に対し随時検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に**通知**するものとする。
3. 受注者は、当該随時検査の実施に当たり、検査員が1-1-24第2項第3号における検査資料及び第3編1-1-3に定める出来形数量のうち工種完了している部分について**提出**を求めた場合は、これを監督員を通じて**提出**しなければならない。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 受注者は、当該随時検査については第3編1-1-2第3項の規定を準用する。

#### 1-1-28 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

#### 1-1-29 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理

の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
  - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
  - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の**承諾**を得て省略することができるものとする。
4. 受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。
8. 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。
- なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

#### 1-1-30 履行報告

受注者は、約款第11条の規定に基づき、第37条第2項の申請を行う場合または発注者が**提出**を求めた場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

#### 1-1-31 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等（下請負者またはその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

#### 1-1-32 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協



会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
5. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
6. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
7. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
8. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
  - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該工事内容等の周知徹底
  - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
  - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、監督員に**提出**しなければならない。
10. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時まで監督員へ**提出**しなければならない。
11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
12. 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 監督員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に**連絡**しなければならない。
17. 受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。
18. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**連絡**し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
19. 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
20. 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見または拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに**通知**し、**指示**を受けるものとする。

#### 1-1-33 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
  - (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に**提出**しなければならない。
  - (2) 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を**提出**しなければならない。
  - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
  - (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。
  - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

#### 1-1-34 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

#### 1-1-35 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が**指示**する様式で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

#### 1-1-36 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に**報連絡告**しなければならない。監督員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**しなければならない。
3. 受注者監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
5. 受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合およびトンネル坑内作業にあたり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。なお、

これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

表 1 - 1 - 1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

表 1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 <b>30kw～260kw</b> ）を搭載した建設機械に 限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に 排出ガス基準が定められている自動車 の種別で、有効な自動車検査証の交付 を受けているものは除く。

7. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときには、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
8. 受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。
9. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規程に基づく「環境物品の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

#### 1-1-37 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

#### 1-1-38 交通安全管理

1. 受注者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときには、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第28条によって処置するものとする。

2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。
4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
6. 受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
10. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
11. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。  
ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態

におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

表 1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

13. 安全施設の配置については保安施設設置基準に基づき、適切に行うこと。なお、距離表示を示す予告看板は、現地の状況に合わせ適正に配置すること。

#### 1-1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（約款第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

#### 1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) 会計法          | (平成18年 6月改正 法律第53号)  |
| (2) 地方自治法        | (昭和22年 法律第67号)       |
| (3) 建設業法         | (平成20年 5月改正 法律第100号) |
| (4) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年 6月改正 法律第51号)  |
| (5) 労働基準法        | (平成20年 6月改正 法律第89号)  |
| (6) 労働安全衛生法      | (平成18年 6月改正 法律第50号)  |
| (7) 作業環境測定法      | (平成18年 6月改正 法律第50号)  |
| (8) じん肺法         | (平成16年12月改正 法律第150号) |
| (9) 雇用保険法        | (平成22年 3月改正 法律第15号)  |
| (10) 労働者災害補償保険法  | (平成22年 3月改正 法律第15号)  |

(11) 健康保険法	(平成22年 5 月改正)	法律第35号)
(12) 中小企業退職金共済法	(平成18年 6 月改正)	法律第66号)
(13) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成21年 7 月改正)	法律第79号)
(14) 出入国管理及び難民認定法	(平成21年 7 月改正)	法律第79号)
(15) 道路法	(平成22年 3 月改正)	法律第20号)
(16) 道路交通法	(平成21年 7 月改正)	法律第79号)
(17) 道路運送法	(平成21年 6 月改正)	法律第64号)
(18) 道路運送車両法	(平成20年 4 月改正)	法律第21号)
(19) 砂防法	(平成22年 3 月改正)	法律第20号)
(20) 地すべり等防止法	(平成19年 3 月改正)	法律第23号)
(21) 河川法	(平成22年 3 月改正)	法律第20号)
(22) 海岸法	(平成22年 6 月改正)	法律第41号)
(23) 港湾法	(平成22年 6 月改正)	法律第41号)
(24) 港則法	(平成21年 7 月改正)	法律第69号)
(25) 漁港法	(平成12年 5 月改正)	法律第78号)
(26) 下水道法	(平成17年 6 月改正)	法律第70号)
(27) 航空法	(平成21年 6 月改正)	法律第51号)
(28) 公有水面埋立法	(平成16年 6 月改正)	法律第84号)
(29) 軌道法	(平成18年 3 月改正)	法律第19号)
(30) 森林法	(平成18年 6 月改正)	法律第50号)
(31) 環境基本法	(平成20年 6 月改正)	法律第83号)
(32) 火薬類取締法	(平成21年 7 月改正)	法律第85号)
(33) 大気汚染防止法	(平成22年 5 月改正)	法律第31号)
(34) 騒音規制法	(平成17年 4 月改正)	法律第33号)
(35) 水質汚濁防止法	(平成22年 5 月改正)	法律第31号)
(36) 湖沼水質保全特別措置法	(平成22年 5 月改正)	法律第31号)
(37) 振動規制法	(平成16年 6 月改正)	法律第94号)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(平成22年 5 月改正)	法律第34号)
(39) 文化財保護法	(平成19年 3 月改正)	法律第7号)
(40) 砂利採取法	(平成12年 5 月改正)	法律第91号)
(41) 電気事業法	(平成18年 6 月改正)	法律第50号)
(42) 電気用品安全法	(平成19年11月改正)	法律第116号)
(43) 消防法	(平成21年 5 月改正)	法律第34号)
(44) 測量法	(平成19年 5 月改正)	法律第55号)
(45) 建築基準法	(平成20年 5 月改正)	法律第40号)
(46) 都市公園法	(平成16年 6 月改正)	法律第109号)
(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成16年12月改正)	法律第147号)
(48) 土壌汚染対策法	(平成21年 4 月改正)	法律第23号)
(49) 駐車場法	(平成18年 5 月改正)	法律第46号)



(50) 電波法	(平成22年12月改正)	法律第65号)
(51) 有線電気通信法	(平成22年12月改正)	法律第65号)
(52) 電気通信事業法	(平成22年12月改正)	法律第65号)
(53) 電気工事士法	(平成18年6月改正)	法律第50号)
(55) 海上交通安全法	(平成21年7月改正)	法律第69号)
(55) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正)	法律第63号)
(56) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(平成22年5月改正)	法律第37号)
(57) 船員法	(平成20年6月改正)	法律第53号)
(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成20年5月改正)	法律第26号)
(59) 船舶安全法	(平成18年6月改正)	法律第50号)
(60) 自然環境保全法	(平成21年6月改正)	法律第47号)
(61) 自然公園法	(平成21年6月改正)	法律第47号)
(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成21年6月改正)	法律第51号)
(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成15年7月改正)	法律第119号)
(64) 河川法施行法	(平成11年12月改正)	法律第160号)
(65) 技術士法	(平成18年6月改正)	法律第50号)
(66) 漁業法	(平成19年6月改正)	法律第77号)
(67) 漁港漁場整備法	(平成19年5月改正)	法律第61号)
(68) 計量法	(平成18年3月改正)	法律第10号)
(69) 厚生年金保険法	(平成22年4月改正)	法律第27号)
(70) 航路標識法	(平成16年6月改正)	法律第84号)
(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成14年2月改正)	法律第1号)
(72) 最低賃金法	(平成20年5月改正)	法律第26号)
(73) 職業安定法	(平成21年7月改正)	法律第79号)
(74) 所得税法	(平成22年3月改正)	法律第6号)
(75) 水産資源保護法	(平成22年6月改正)	法律第41号)
(76) 船員保険法	(平成22年5月改正)	法律第35号)
(77) 著作権法	(平成21年7月改正)	法律第73号)
(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(平成19年6月改正)	法律第90号)
(79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(平成22年3月改正)	法律第15号)
(80) 農薬取締法	(平成19年3月改正)	法律第8号)
(81) 毒物及び劇物取締法	(平成13年6月改正)	法律第87号)
(82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成17年5月改正)	法律第51号)
(83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成17年3月改正)	法律第18号)
(84) 警備業法	(平成17年7月改正)	法律第87号)

(85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成17年10月改正 法律第102号)

(86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成19年3月改正 法律第19号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員に**協議**しなければならない。

#### 1-1-41 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その書面の写しを監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可**承諾**条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可**承諾**内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

#### 1-1-42 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については**書面**により**提出**しなければならない。

#### 1-1-43 工事測量

1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設**

**計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に**提出**しなければならない。

2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に**報告**し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と**協議**しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5. 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

#### 1-1-44 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員を通じて発注者に**通知**しなければならない。
2. 約款第29条第1項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 波浪、高潮に起因する場合  
波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
  - (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
    - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
    - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
    - ④ その他**設計図書**で定めた基準
  - (3) 強風に起因する場合  
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
  - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
  - (5) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合  
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 約款第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく

もの」とは、**設計図書**及び約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-45 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

#### 1-1-46 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、建設業退職金共済制度に加入し、請負代金額1,000万円以上の工事請負契約を締結した場合においては、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、また追加して証紙を購入する必要がある場合には工事完成時に、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

#### 1-1-47 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に**通知**しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### 1-1-48 仕様書・示方書等の摘要

本仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。

#### 1-1-49 イメージアップの実施

1. イメージアップの実施にあたっては、イメージアップの具体的な内容、実施時期について工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定し、**施工計画書**に記載するものとする。
2. 工事完了時には、イメージアップの実施写真を**提出**するものとする。

#### 1-1-50 公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に**報告**するものとする。

## 第2章 土木工事部分

### 第1節 一般事項

土木工事部分は、岡山市が定める「土木工事共通仕様書」による。ただし、この仕様書に記載されている事項は、この限りではない。